

労働者側

A 依然罷業ヲ継続シ別記ニミテ如キシニユリスノ類ヲ
作成配布シ氣勢ヲ昂ケルニ努メツ、ナリ

B 十一月一日午前十時三十分争議団員小林共三郎外三名ハ
総聯合会ヨリ利害外一名ト共ニ工場名義人共三田四國町
ニ〇國藤藤太ヲ訪ヒ争議解決促進ヲ求メテ平穩ニ辞去セ

事業主側 特異ノ行動

交渉状況

A 十月三十日午後三時三十分 会社事務室ニ於テ

事業主側 伊勢久雄 法西兵衛士

労働者側 高山久藏 小川 三郎外十名

ト會見シ 事業主側ヨリ「解雇手當八百四十円ヲ支給ス
ルヲ以テ解決セラレ度シト求メ、労働者側ハ「解雇手

當、勤続手當ノ即時制定並ニ之ヲ全額ノ解雇者ニ適用ス
ルコトヲ要求シ結局考慮ノ上更ニ交渉スル事ト為リ會
見ヲ了スレリ

B 十一月三日午後一時三十分 三田四國町ニ〇伊勢久雄方ニ於
テ、事業主側 伊勢久雄外一名

労働者側 高山久藏外三名 ト會見シ、事業主側ヨ

リ別記四ノ如キ給與想ヲ示シ兼認ヲ求メ、労働者側ハ
一先協議ノ上改メテ交渉スルコト、レ會見ヲ了スレリ

C 四日午後一時ヨリ前合前ニ於テ

事業主側 伊勢久雄

労働者側 高山久藏 野々山新平外四名

ト會見シ 別記四ノ如キ労働者側ノ対案ヲ提出シ、事業
主側ニテハ考慮ノ上回答スルコト、レ會見ヲ了スレリ

右及申(通)報候也